

大町市行政改革大綱

平成 19 年 3 月

第2次大町市行政改革大綱

	平成8年 4月 11日	訓令第 4号
(全部見直し)	平成10年12月25日	訓令第14号
(一部見直し)	平成13年 4月 1日	訓令第 8号
(第2次大綱制定)	平成19年 3月19日	訓令第 3号

まえがき (経過)

市では、平成8年に行政改革大綱を策定した。平成10年には大綱の全部見直しを行い、平成13年に一部見直しを行うとともに、簡素で効率的な行政運営と市民サービスの向上のため、行財政システムの整備確立に取り組んできた。

この間、景気の動向をはじめとする社会経済情勢が急激に変化したことや、福祉、環境、教育などへの市民の価値観やニーズが高度化、多様化したこと、さらには、地方分権への動きが急速に進み、国と地方公共団体のあり方についても根本的な見直しがなされたことなど、時代の大きなうねりを背景にしながら、行政のあり方を常に注視し、時代の変化に即した行政運営に努めてきたところである。

これまでの行政改革においては、事務の効率化、財政の健全化、OA化の推進、職員定数・給与の適正化、民間活力の導入などその目標に取り組み、今日の市政推進の基礎を築いてきた。

しかしながら、少子高齢社会、人口減少社会、今後迎える団塊の世代の大量退職などにより市民の社会的ニーズは更に大きく変化すると見られており、これまでの行政主導の公共サービスの提供には質的にも量的にも限界があると言われている。

また、平成18年1月1日には八坂村と美麻村を編入合併し、合併協議において両村の事務事業と調整を図ったが、多くの事務事業や施設、また、職員を引き継いでいる。合わせて、歳入の根幹である市税の減収や国の三位一体改革により地方交付税及び国庫補助負担金が削減されるなど、本市の財政は厳しい状況にあることから、市全体の職員定員管理や本庁と支所機能の役割分担を含め、市が提供しているすべての事務事業の見直しを行い市民に必要不可欠なサービスを継続していくための行政改革の推進が急務となっている。

以上のことから、市民が真に望む市民サービスの向上を実現するため、市民と行政が相互信頼のもと、情報公開を徹底し、お互いに役割分担し「参加」と「協働」による市政をめざすという理念に基づき、より効率的で質の高い行政経営を推進するため既存の「大町市行政改革大綱」を全面的に見直し、「第2次大町市行政改革大綱」を策定する。

第1 基本方針

近年、市税収の低迷、三位一体改革による地方交付税や国庫補助負担金の削減など歳入の減収により、予想を超える財政環境の悪化となっている。また、少子高齢社会、人口減少社会へ突入するなど今後も厳しい財政状況が予想されること。合併に伴う合併特例債や地方交付税などの国の優遇策も合併後10年間の措置であることから、特に長期的展望に立った財政経営が必要となっている。このことから、歳入、歳出とも徹底した見直しが必要となっており、行政改革の第1の柱を「長期展望に立った財政基盤の確立」とする。

また、少子高齢社会、人口減少社会、地域間格差は、今後更に進むものと予想され、住民の社会的ニーズも更に大きく変化すると予想されることから、これまでの行政主導の公共サービスの提供では質的にも量的にも限界に達するものと考えられる。市民と行政が相互信頼のもと、情報公開を徹底し、お互いに役割分担した「参加」と「協働」による市政を推進し、市民の力を生かした公共サービスの構築をめざすため、行政改革の第2の柱を「市民参加と協働の市政の推進」とする。

次に、大田市第4次総合計画の基本構想では、本市の将来像を「美しく豊かな自然 文化の風薫る きらり輝くおおまち」としており、この実現に向け、市行政の経営像を「協働の力で 活力ある 地域社会をめざして」と定めている。これは、急激な環境変化の中でも、押し流されることなく、市行政がまちづくりの経営体として、また、まちづくりの本部として一層の役割を果たそうとしたことによる。については、経営体であり、本部である市役所が市民の真に期待に応えられる市役所にならなければならない。このことから、行政改革の第3の柱を「信頼される市役所づくり」とする。

第2 行政改革の主要な事項

1 長期展望に立った財政基盤の確立

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

① 行政評価システムの導入

事務事業について、目的・コスト・効果等を明確にし、一定の指標をもつて、その成果・達成度・市民要望・妥当性等の判定を行う「行政評価システム」を導入する。この評価を行うことにより、市民が望むサービスへの改善、行政の責任領域の見直し、行政が関与する必要性、受益と負担の公平確保、行政の効率化等を十分検討し、最少の経費で最大のサービスの提供に向けて、事務事業の効率性とサービスの改善や効果の確保を図る。

② 事務事業の見直し

複雑・多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため事務事業について、効果や効率性の観点から、所期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業を統合するなどの簡素効率化を図るとともに、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平性の確保、行政効率等に配慮し、行政評価システムの活用により事務事業

の整理合理化とサービスの改善を進める。また、事務事業の実施にあたっては、環境への負荷を軽減するために、省エネルギー化、再資源化、再利用化を進める。

③ 民間委託等の推進

適正な管理監督の下に、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、民間委託等の実施が適当な事務事業については、積極的かつ計画的に民間委託等を推進する。また、公の施設の管理にあたっては、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を目的としている指定管理者制度を積極的に推進する。

④ 既存施設の見直し

既存の公共施設の多目的な有効利用や施設改修による利便性の改善などにより施設の利用率の向上を図るとともに、各施設の利用動態、類似施設の利用実態を的確に把握し、必要に応じて廃止・縮小・統合の検討を進める。

⑤ 補助金等の整理合理化

補助金等については、行政効果、行政の責任分野、経費負担のあり方等を精査の上、廃止、統合等により整理統合を行う。原則として補助金等について終期の設定や計画的な削減により、総額の抑制を行う。この場合において、特に団体等に対する運営費補助金については、交付先の実情を把握するとともに、それぞれの実情にあった削減計画とする。また、補助金の新設は極力抑制することとし、新規の補助金等を設ける場合にあっては、既存の補助金等の整理を図る。

⑥ 特別会計事業の健全運営

企業会計及び特別会計事業について、経営健全化計画を策定し、経費負担の原則以上の繰入金が必要としない経営を目指す。

⑦ 第三セクター等の健全経営

出資比率25%以上の第三セクター等について、指導と監督を行い引き続き、経営の健全性を確保する。

⑧ 合併による諸制度の見直し

平成18年1月の大町市・八坂村・美麻村の3市村合併により市の制度、組織などを大きく変更したことから、長期的視点に立ち、合併に係る事務事業や組織の点検と評価を行い必要な改善を行う。

(2) 歳入の確保

市税及び国民健康保険税等の収納率の向上を図るため体制の強化を図るとともに、受益者負担の適正化の観点から使用料等の見直しや遊休資産の処分を行うなど、歳入の確保を進める。また、市税等の収納に当っては、県税を徴収している長野県と連携を図る。

(3) 歳出の抑制

長期財政シミュレーションに基づき、経済の動向等を見据えた計画的な財政運営を行い、歳出の抑制を図る。

2 市民参加と協働の市政の推進

(1) 市民参加と協働の仕組みづくり

地方分権時代に対応し、行政主導の公共サービスの提供から、市民の力を生かした公共サービスを推進するため、今まで以上に、市民が市の施策や活動に関心を持ち提案や参加しやすい環境づくりに向けて、市民参加と協働のしくみを構築する。

(2) 市民への情報提供と公開の推進

市政の情報提供を、広報、ホームページ等の充実を図り、高齢者等にもわかり易く、また、市民が広く情報に接することができるよう積極的に進める。また、適正な文書管理に努めるとともに、文書管理システムを確立し、情報の開示を進める。

(3) 各種審議会の見直し

各種審議会の委員に、若年層や女性の登用、公募委員の導入を進める。また、審議会の開催予定、審議の状況、会議録、報告書等について、個人情報の保護の徹底を図りながら公開・公表を進める。

(4) 各種計画や施策への市民意見の反映

各種計画の策定や新しい施策の実施にあたっては、計画段階から市民に情報提供を行い、市民から広く意見を求め、計画や施策に反映できる体制を構築する。

(5) 職員と地域課題の共有

職員が今まで以上に地域やまちづくり活動に目を向け、課題を地域等と共有する必要がある。このため、職員が地域等に対し、より積極的な情報発信や地域活動への関与を促す。

3 信頼される市役所づくり

(1) 職員の育成、定員管理及び給与等

① 職員の育成

市役所がまちづくりの経営体として、行政の政策能力を高め、まちづくりの本部として一層の役割を果たすため、職員の人材育成を推進し、「感性のあるやる気」と「能力」を引き出す。また、職員の心身の健康管理、安全衛生、公務災害の防止等を推進する。

② 定員管理の適正化

職員定員管理適正化計画を策定し、少数精鋭の行政経営に取り組む。

③ 給与等の適正化

職員の給与制度については、市民の理解と支持が得られるよう国の給与制度改革を見据え見直しを行う。

④ 人事評価システムの構築

職員の能力・実績を重視した公正かつ客観的な人事評価システムを構築する。

⑤ 職場の意識啓発

大町市第4次総合計画の自治体経営像「協働の力で 活力ある 地域社会をめざして」長期財政運営方針「市民ニーズを的確につかんだ運営」「市民に成果が見える運営」「将来を見すえた運営」「施策の点検、評価、改善を行う運営」「戦略的な運営」「計画に基づく財政運営」に基づき市民サービスを実施するという意識を、職場全体が常にもって業務を遂行するよう意識の浸透を図る。

(2) 庁内組織の改革

政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務事業を遂行できるよう組織・機構の見直しを行う。また、組織機構の見直しに当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、既存の組織機構にあっても、市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、個々の職員の責任と権限を明確化し、意志形成が迅速にできる組織機構とする。

なお、その際、市民から見て責任・権限の所在がわかりやすい構造や職名とすることに留意する。

(3) 市民の目線に立った良質なサービスの提供

市民の付託に基づいてサービスを提供しているという市政の原点に立ち、地域や市民の立場に基づく市政を進めるため、市民の目線に立った事務事業の評価と点検を常に行い、サービスの向上を図る。また、市民との対応に当たっては、市民に明確な言葉遣いと態度で行うなど、よりわかり易く親切な対応を行う。

(4) 窓口サービスの向上

来庁者が1カ所の窓口で全ての用件を済ませることができることを目標とし、ひとつの窓口でより多くの事務を取り扱うシステムを研究する。また、窓口業務の手続き時間の短縮に努めるとともに、手続きを簡素化し、窓口サービスの向上を進める。

(5) 電子自治体の推進

質の高い行政情報の提供、市民からの広聴の推進、及び市民サービスの向上を図るため、情報セキュリティの確保に十分配慮しながら、インターネットを活用した地域の情報化と行政内部の情報化を推進する。また、IT社会に対応した電子自治体を推進し、事務の効率化、省力化、迅速化とサービスの向上を図る。

(6) 公共工事のコスト縮減と適正化

公共工事については、「公共工事コスト縮減対策に関する大町市行動計画」を見直し、一層の効率化を図る。電子入札については、広域的レベルによる導入を推進する。また、公共工事の実施に当たっては、施設の長寿命化、再資源化、省エネルギー化に配慮し、総合的なコストの縮減に努める。